

第8日

令和8年3月4日（水）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（2）をお開きください。

本日、市長から議案1件の送付を受けましたので、これを上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日、追加提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第41号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市旧本庁舎解体工事について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げますが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

議案書をお開きください。

それでは、第4号議案令和8年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案令和8年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案令和8年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案令和8年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案令和8年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案令和8年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案令和8年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案令和8年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）に

ついてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案令和7年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） この議案提出の背景と5,000円の根拠をお示してください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 今回、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正につきまして提案をいたしております。

内容につきましては、家庭で飼われてあるペット、こちらが死亡した場合に火葬をされるということになります。このことにつきまして、朝倉市におきましては、市のほうでそのペットを預かりまして、火葬を依頼するという事業を行っているところでございます。

この件につきまして、火葬を委託している業者、そちらのほうは、物価高騰により、こ

れまで据え置いていただいていた金額がどうしても上げざるを得ないというような協議がありまして、そのことにつきまして、市のほうでも検討いたしまして委託料、またそれに伴います諸経費、それを含めまして金額を改定するものでございます。

ほかの主な自治体につきましては、こちらのほうは、もう個人個人が火葬の業者に依頼をするというような形を取っておりますけれども、一番多い、普通の大きさの猫・犬等に関しますと、直接民間のほうに依頼をする金額の約3分の1、4分の1程度で済んでいるということで、市民の方には喜んでいただいている取組でございます。この件につきまして、提案をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 12番中島議員。

○12番（中島秀樹君） 私、持ち込みといいますか、依頼した経験がないんですけれども、今のお話でいきますと、人間でいう葬儀的な、そういうセレモニー的な要素も実態としてはあるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 市のほうで取り組んでいる取組内容でございますけれども、こちらにつきましては、市環境課のほうでお預かりいたしまして、そして業者に取りに来ていただいて、火葬をしていただくという形となります。

民間の火葬業者につきましては、大きく2つの火葬の仕方がございまして、合葬ということで何匹ものペット、また道路等ではねられて亡くなっている動物、そういったものと一緒に火葬をするという金額設定、それから単体で火葬をする、そして骨を残してもらいたいといった場合には、さらに2倍から3倍の金額がかかっておるようでございますけれども、朝倉市が依頼しておりますのは、ほかの動物と一緒に火葬をするという形での合葬という内容で依頼をしている状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 12番中島議員、よろしいでしょうか。

○12番（中島秀樹君） はい。

○議長（小島清人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案朝倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第36号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第37号議案工事請負契約の変更についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第38号議案市道路線の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第39号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案工事請負契約の締結についてを議題といたします。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。

付託区分については、タブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分散会